

(49) 介護福祉士養成施設就学資金貸付事業	
<p>【担当部署】 福祉課介護支援係 【電話番号】 0167-44-2125</p>	<p>【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階</p>
<p>【ホームページアドレス】</p>	
<p>【補助金の内容】 介護福祉士養成施設に在学する方に対し、北海道が行う就学資金貸付事業に追加して無利子で貸付けを行う制度です。 卒業後5年間、中富良野町内で介護福祉士として行う業務に継続して従事することで全額返済免除となります。</p>	
<p>【補助対象者】 募集人数は2名 介護福祉士養成施設に在学し、次の①～⑤すべてを満たす方 ① 今年度もしくは昨年度に介護福祉士養成校に入学した ② 養成校を卒業後に中富良野町内において介護福祉士として5年以上の業務に従事する意志がある ③ 介護福祉士国家資格取得に向けた向上心がある ④ 経済的援助を必要としている ⑤ 北海道（事業実施は北海道社会福祉協議会）が実施する就学資金貸付事業を利用している</p>	
<p>【補助金額】 月5万円以内、2年間総額 120万円以内の貸付となります。</p>	
<p>【実施期間】 令和6年度～</p>	
<p>【申請に必要なもの】 *申請書 *誓約書 *北海道が実施する介護福祉士修学資金貸付事業を申請し、受理されたことが確認できる書類と提出したものの写し等</p>	
<p>【交付までの流れ】 養成校に入学し、北海道の貸付事業に申込み後（7月まで）にご連絡をください。</p>	
<p>【備考】 下記の要件を満たさない場合は返済（返還）が必要となります。 *養成施設を退学等により貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき *養成施設卒業後、1年以内に介護福祉士国家試験に合格・登録をしないとき *中富良野町内で介護福祉士として5年間従事しないとき</p>	